

栃木県障がい者スポーツ指導者協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、栃木県障がい者スポーツ指導者協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は会長の指定する場所に設置する。

(目 的)

第3条 本会は栃木県内におけるスポーツ活動を通して、障害者福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関すること。
- (2) 会員相互の連絡調整に関すること。
- (3) (特非) 栃木県障害者スポーツ協会の事業に対する協力。
- (4) 関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められること。

第2章 会 員

(資 格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 栃木県在住・在勤の（公財）日本障がい者スポーツ協会公認指導者。
- (2) (特非) 栃木県障害者スポーツ協会認定の指導員。
- (3) 会員の推薦により、理事会で承認を得た者。

(登録及び更新)

第6条 本会の会員は所定の手続きを経て、毎年登録しなければならない。

- 2 登録の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、必要があると認められた場合には、年度の途中においても、その年度の登録をすることができる。
- 3 次年度も引続き登録する場合には、その都度更新の手続き行うものとする。

(登録の手続き)

第7条 本会の会員は、次により登録しなければならない。

- (1) 規定の登録申請書に登録料を添えること。
- (2) (公財) 日本障がい者スポーツ協会に登録の手続きをしている者は、登録料について免除する。
- 2 前項にかかる登録の手続き・登録料については、別に定める。
- 3 次年度も引続き登録する場合には、登録料を添えて申請するものとする。

(退 会)

第 8 条 会員の退会は次のとおりとする。

- (1) 本人より退会申請のあった者。
- (2) 会費を 1 年間納入しない者。
- (3) 本会の名誉を著しく汚した者。
- (4) 本会の事業を妨げた者。

第 3 章 役 員

(種 別)

第 9 条 本会には次のとおり役員を置く。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 4 名以内 |
| (3) 理 事 (会長及び副会長を含む) | 20 名以内 |
| (4) 事務局長 | 1 名 |
| (5) 会 計 | 2 名 |
| (6) 監 事 | 2 名 |

2 会長・副会長は理事の互選により選出する。

3 理事は、各ブロック役員および学識経験者等のうちから総会において選出する。

(職 務)

第 10 条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表しその業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、本会業務を執行する。
- (4) 事務局長は本会の事務を統括する。
- (5) 会計は本会の経理などを処理する。
- (6) 監事は会計を監査する。

(任 期)

第 11 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報 酬)

第 12 条 役員は無報酬とする。

第 4 章 顧 問

(顧 問)

第 13 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は次に掲げるいずれかの要件を満たす者の中から、理事会が推薦し、本人の了解を得た上で、総会において選任する。

- (1) 卓越した指導経験を有し、地域の障害者のスポーツ振興に貢献をした者

- (2) 障害者のスポーツに関して、高度な学識経験を有し、地域の障害者のスポーツ振興に貢献をした者。
- (3) 本会の会長経験者等、本会の活動に多大な貢献をした者。
- (4) その他、必要と認められた者。

(職 務)

第14条 顧問は本会の運営に必要な指導及び助言を行う。

(任 期)

第15条 顧問の任期は3年とする。

第5章 組 織

(組 織)

第16条 第4条の事業を遂行するため、本会に本部組織及びブロック組織を置く。

(本部組織)

第17条 本部組織には、事務局、事業部と研修部を置く。

2 事務局は、本会の事務を総理する。

(2) 事務局内に次の役員を置く。

- ① 事務局長 1名
- ② 委員 若干名

3 事業部は年間の事業を企画・立案し、実施する。

(2) 事業部内に次の役員を置く。

- ① 事業部長 1名
- ② 事業部委員 若干名

4 研修部は、年間の研修会・講習会等を企画・立案するとともに、計画的に実施し、会員の資質向上を図る。

(2) 研修部内に次に役員を置く。

- ① 研修部長 1名
- ② 研修部委員 若干名

(ブロック組織)

第18条 本会の円滑な運営を図るため、下記のブロックを組織する。

- (1) 宇河地区 (宇都宮市、上三川町)
- (2) 上都賀地区 (日光市、鹿沼市、西方町)
- (3) 芳賀地区 (真岡市、市貝町、芳賀町、益子町、茂木町)
- (4) 下都賀地区 (栃木市、小山市、下野市、岩舟町、野木町、壬生町)
- (5) 塩谷・南那須地区 (矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那須烏山市、那珂川町)
- (6) 那須地区 (大田原市、那須塩原市、那須町)
- (7) 安足地区 (足利市、佐野市)

2 本会の各ブロック組織に次の役員を置く。

- (1) ブロック長 1名
- (2) 副ブロック長 2名以内

3 各ブロック活動経費の一部は、本会より助成するものとする。

- 4 ブロック長はブロック会員の中から選出する。
- 5 ブロック役員任期は2年とし、再任を妨げない。
 - (2) 欠員による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 6 ブロック長はブロックを代表して、会務を統括する。
 - (2) 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故がある場合は業務を代行する。
 - (3) ブロック役員は理事を兼ねることが出来る。
- 7 ブロック役員は無報酬とする。

第6章 総 会

(種 別)

第19条 総会は定期総会と臨時総会とする。

(構 成)

第20条 総会は全ての会員を持って構成する。

(権 能)

第21条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 理事及び監事の選出を行う。この場合において、理事の7名は各ブロック単位の組織から、それぞれ1名を選出しなければならない。

(開 催)

第22条 定期総会は年1回開催する。

2 臨時総会は理事会で必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第23条 総会は、年1回以上会長が招集する。

(議 長)

第24条 総会の議長は会員の互選により選出する。

(議 決)

第25条 総会の議決は出席会員の過半数を以って決し、可否同数の時には、議長の決するところとする。

(議 事 録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所。
- (2) 会員の現在数。
- (3) 出席した会員の数。
- (4) 審議事項及び議決事項。
- (5) 議事の経過の概要及びその結果。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。
- (4) 会長・副会長および事務局長・会計についても、理事の中から互選する。
- (5) 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(開催)

第29条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長が当たる。

(議決等)

第32条 本会の業務は、理事の過半数を以って決する。

第8章 会計及び事業計画

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は理事会に諮り、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様である。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第9章 その他

(専門委員会)

第36条 事業を推進するために専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 専門委員会委員長及び副委員長は委員の互選による。

(補 則)

第 37 条 この規定に定めるもののほか必要な規定は別に定める。

附 則

- (1) この会則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この会則は、平成 16 年 6 月 20 日から施行する。
- (3) この会則は、平成 19 年 5 月 17 日から施行する。
- (4) この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- (5) この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- (6) この会則は、平成 27 年 5 月 16 日から施行する。